

# 分譲地

すばる 番星 所有権

住宅用地  
 8,978,400円  
 1坪あたり 215,000円

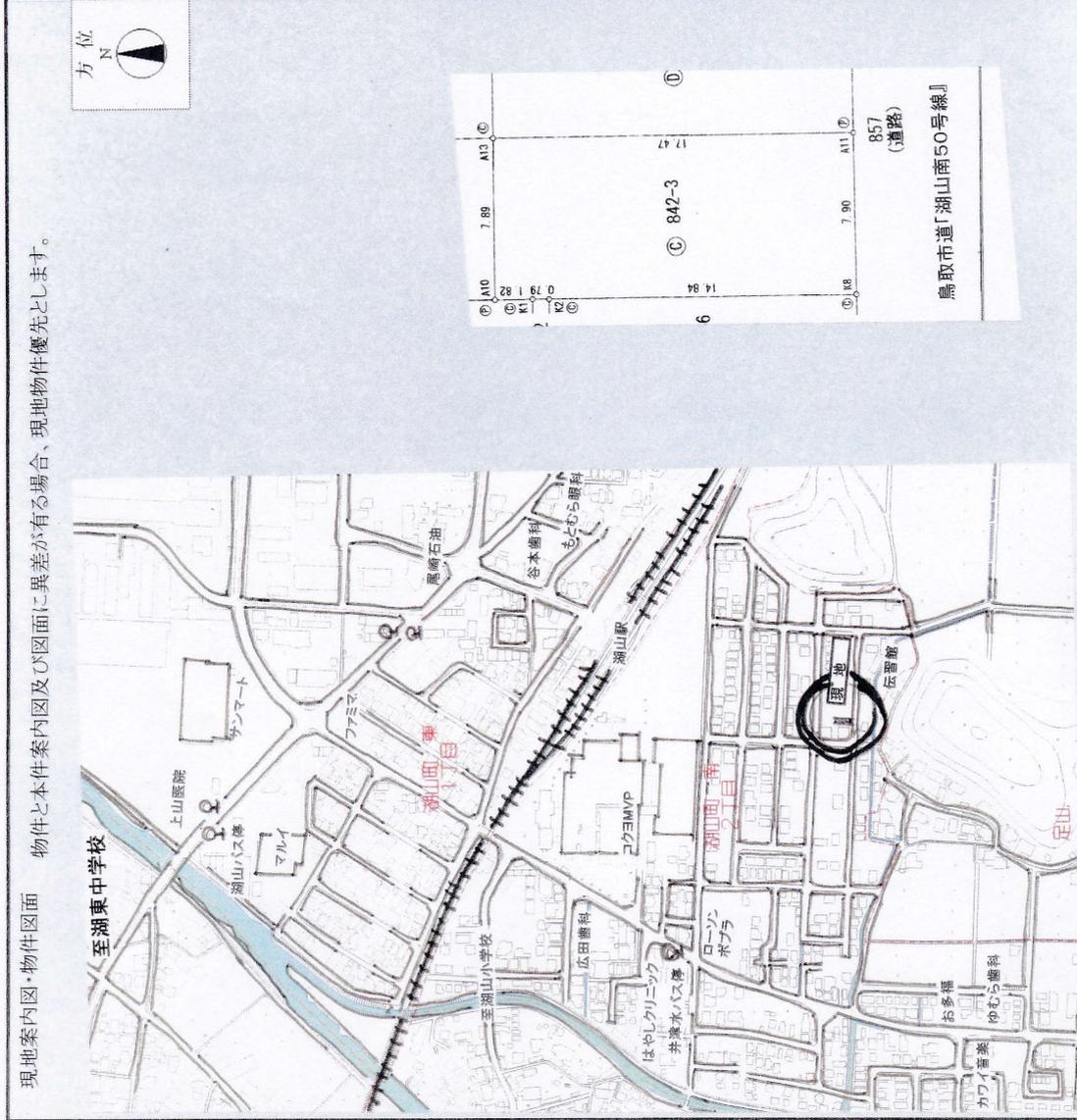
鳥取市湖山町二丁目842番地3

物件種目	用途	価格	1坪あたり単価	215,000円
物件所在地	鳥取市湖山町二丁目842番地3			
交通状況	JR山陰本線 湖山駅よりバス停より徒歩1分			
土地面積	公簿	138.07 m <sup>2</sup>	41.76 坪	ほか私道面積 m <sup>2</sup>
地目	宅地	付帯権利等	抵当権設定有	建築条件等なし
都市計画	都市計画区域内	線引有	市街化区域	用途地域指定有
用途地域	第2種中高層住居専用地域	地勢	平坦	その他
建ぺい率	60%	容積率	200%	その他法令上の制限
設備	電気(中国電力)・上水道(公営100-20-13)・下水道(公営)・個別LPG			
角地等	非角地	接道数	1方向	道路に関する備考
接道方向等	市道	方向	南	道路の幅 6 m
現況	更地	国土法の届け出	不要	建物等の処理など
環境	住宅地	相談		
引渡				

①その他の法令／鳥取市景観形成条例・鳥取市屋外広告物条例  
 ②鳥取市地区計画「八丁田地区地区計画」

地区整備計画	建築物に関する事項
壁面の位置の制限	建築物(次の(1)(2)に掲げる建築物を除く)の外壁又はこれに代わる柱の面から道路境界線までの距離は1m以上とする。ただし、木造、鉄骨造等の自動車専用道路の幅が5m以下のものについては、道路境界線までの距離は1m以上、隣地境界線までの距離は0.5m以上とする。
建築物の形態	(1) 物置その他これらに類する用途(自動車専用道路を除く)に供し、軒の高さが2.3m以下の床面積が5m <sup>2</sup> 以内のもの。 (2) 自動車専用道路、外壁を有しないもの又は、開放性を有する簡易的な構造のもの。
かき又はさくの構造制限	広告物及び看板は、道路境界線より1m以上後退し、美観風致を十分配慮した色彩形態及び発光等は、周囲の景観的調和に配慮し、落ちついた色合いのものとする。 建築物の屋根及び外壁等は、周囲の景観的調和に配慮し、落ちついた色合いのものとする。 道路側は生垣又は高樹可能なフェンス等(高さ60cm以下)の部分はこの限りではない。ただし、門はこの限りではない。

備考  
 売主: スタジオ鼎株式会社 鳥取市南吉方一丁目112番地1 鳥取県知事(第1)第1359号  
 鳥取県宅地建物取引業協会 中国地区不動産公正取引協議会 鳥取県知事(第1)第1359号



商号	株式会社 もっこや
事務所所在地	鳥取県鳥取市大覚寺154番地19
電話番号	0857-24-4160
Fax	0857-32-7971
営業時間	月曜～金曜 AM9時～PM5時 土曜 AM9時～PM5時 日曜・祝祭日 物件登録日
媒介	媒介契約形態 報酬形態 一般媒介 分かれ